

鳥取縣公報

昭和二十一年九月廿五日
第七千七百四十八號

水曜日

本報ノ大キサハ國定規格B A列

條例

◇鳥取縣條例第十三號

昭和十五年十一月鳥取縣條例第七號鳥取縣立花柳病診療所診療費及手数料徴收條例は昭和二十一年八月三十一日限りこれを廢止する。

昭和二十一年九月二十五日

鳥取縣知事 林 敬 三

告示

◇鳥取縣告示第三百九十一號

健康保險法、國民健康保險法並びに船員保險法に基く保險者の指定するものとして次の病院を指定する。

昭和二十一年九月二十五日

鳥取縣知事 林 敬 三

診療所の名稱	診療所所在地	指定年月日
米子醫學専門學校附屬病院	米子市西町三六番地の一	昭和二十一年六月一日

◇鳥取縣告示第三百九十二號

健康保險法、國民健康保險法並びに船員保險法に基く包括指定病院を次のやうに指定取消する。

昭和二十一年九月二十五日

鳥取縣知事 林 敬 三

診療所の名稱	診療所所在地	指定取消事由	指定取消年月日
財團法人米子病院	米子市西町三六の一	病院解散のため	昭和二十一年五月三十一日

◇鳥取縣告示第三百九十三號

廣島縣では「コレラ」豫防のため縣令五十七號をもつて佐伯郡高田村の交通遮断を行つて居たが昭和二十一年九月十

01072

五日右縣令を廢止の旨通報があつた。

昭和二十一年九月二十五日

鳥取縣知事 林 敬 三

◇鳥取縣告示第三百九十四號

「コレラ」豫防のために公布された八月二十四日山口縣令第九十號八月三十日山口縣令第九十三號及九月二日山口縣令第九十四號二項は昭和二十一年九月十五日之を廢止の旨通報があつた。

昭和二十一年九月二十五日

鳥取縣知事 林 敬 三

◇鳥取縣告示第三百九十五號

「コレラ」豫防のため漁撈游泳河海水の使用及鮮魚介類の陸揚停止區域に關する昭和二十一年八月二十四日付廣島縣令第五十八號に九月五日から左の區域を追加の旨廣島縣から通報があつた。

昭和二十一年九月二十五日

鳥取縣知事 林 敬 三

記

一、安藝郡音戸町渡の子濱から三ツ小島の東端を経て吳市吉浦狩留濱突端を結ぶ以東

二、豊田郡大乘村高崎東端から阿波島佐組島大崎上島大崎下島安藝郡倉橋村鹿島黒島の各南端佐伯郡阿多田島東端嚴島の西端を經て同郡大野村鳴川の突端を結んだ線内

◇鳥取縣告示第三百九十六號

産婆名簿へ次の者を登録した。

昭和二十一年九月二十五日

鳥取縣知事 林 敬 三

本籍地 鳥取縣東伯郡榮村字亀谷二四五
住所及開業地 本籍地に同じ

昭和二十一年九月十九日第一、〇三七號

遠 藤 典 子

大正十三年一月九日生

本籍地 鳥取縣日野郡溝口町大字金屋谷一、〇二六
住所及開業地 本籍地に同じ

01073

昭和二十一年九月十九日第一、〇三八號

入 江 春 子

大正十四年二月二十八日生

本籍地 福岡縣福岡市往ノ江町一、一六

住所及開業地 鳥取縣西伯郡大高村字尾高一三四六

昭和二十一年九月十九日第一、〇三九號

安 井 縫

明治三十一年七月六日生

◇鳥取縣告示第三百九十七號

氣高郡 湖山地 野坂川 水害豫防組合は昭和二十一年九月十五日これを廢止した。

昭和二十一年九月二十五日

鳥取縣知事 林 敬 三

◇鳥取縣告示第三百九十八號

昭和二十一年三月鳥取縣告示第百十七號(鮮魚介類最高販賣價格指定の件)は九月二十五日より廢止する。

昭和二十一年九月二十五日

鳥取縣知事 林 敬 三

◇鳥取縣告示第三百九十九號

昭和十五年十一月鳥取縣告示第九百二十四號鳥取縣立花柳病診療所の名稱位置及取扱區域中鳥取縣立米子診療所を次のやうに改める。

昭和二十一年九月二十五日

鳥取縣知事 林 敬 三

記

一、位置 米子市皆生一七五〇番地
一、診療取扱區域 伯耆部一圓(但し倉吉警察署管内を除く)